

○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律

平成二十六年一月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二五・六・二六法六三附則二七条（平成二六・六・二五までに政令で定める日施行）による改正前の条文

■第八案第二号

二 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第二百八条、第二百八十三条の二若しくは第二百八十四条第一項、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第二百五十六条、第五百九条若しくは第六十条第一項、労働者災害補償保険法（昭和十二年法律第五十号）第五十一条前段若しくは第五十四条第一項（同法第五十一条前段の規定に係る部分に限る）、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第十五号）第一百零二条第一項、第一百零三条の二、第一百零四条第一項（同法第一百零二条第一項若しくは第一百零三条の二の規定に係る部分に限る）、第八十二条第一項若しくは第二項若しくは第八十四条（同法第八十四条第一項若しくは第二項の規定に係る部分に限る）、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第四十六条前段若しくは第四十八条第一項（同法第四十六条前段の規定に係る部分に限る）又は雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）第八十三条若しくは第八十六条（同法第八十三条の規定に係る部分に限る）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることなく、なかつた日から起算して五年を経過しない者